

松浦市監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年3月4日

松浦市監査委員 丸田 久永  
松浦市監査委員 鈴木 靖幸

## 監査結果報告

1 監査の種別 定期監査

2 監査の対象 健康ほけん課

3 監査の期間 令和4年2月1日から21日間

4 監査の範囲及び方法

令和3年12月末までの財務に関する事務の執行等が、法令等に基づき適正かつ効率的に行なわれているか、次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた関係資料等を検査照合し、必要に応じて担当職員からの説明聴取を行うなどの方法により監査を実施した。

5 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正に行われているか。
- (2) 支出事務は適正に行われているか。
- (3) 契約事務は適正に行われているか。
- (4) 財産管理事務は適正に行われているか。

6 監査の結果

1 総括

監査の結果、対象とした財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、概ね適正に行われていると認められるが、次のとおり是正又は改善を要する事項が見受けられた。以下に指摘した是正又は改善を要する事項については、必要な措置を講じるとともに、軽易な事項として口頭により指導し、記載を省略した事項にも留意の上、適正な事務の執行に努められたい。

2 指摘事項等

(1) 収入事務

【指摘事項】

行政財産の目的外使用許可に係る使用料について、13款使用料で収入すべきところ20款諸収入で収入していた。

(2) 支出事務

【指摘事項】

ア 実費弁償について、支給金額を誤っているものがあった。

イ 会計年度任用職員の旅費について、費用弁償ではなく、普通旅費で支出されていた。松浦市会計年度任用職員の報酬等に関する条例第6条の規定に基づき処理されたい。

【指導事項】

時間外勤務（振替）命令簿（控）について、訂正前の控を保管してあったため、適正に

処理されているかどうか疑義のあるものが見受けられた。

### (3) 契約事務

#### 【指摘事項】

ア 福島診療所との委託契約について、契約当事者の双方が市長となっており、民法第108条で禁止されている双方代理に該当するおそれがあるため、今後の契約については、当事者のいずれかについて契約に関する権限を別の者に委任されたい。なお、契約締結の必要性についても根拠を整理されたい。

イ 契約書で収入印紙を貼付させていないものがあった。

ウ 新年度の初日から開始される業務委託契約に係る見積合わせが、年度開始前に行われていたものがあった。契約の準備行為として見積書を徴することは差し支えないと考えられるが、見積合わせは支出負担行為の一連の手続きとなり予算執行に含まれると解されていることから、新年度において速やかに事務処理を行う、又は旧年度において債務負担を設定し契約を締結するよう処理されたい。

エ 随意契約の契約手続きにおいて予定価格を定めていないものがあった。松浦市財務規則第86条第3項で「随意契約を締結しようとするときは、第78条の規定に準じて予定価格を定めるものとする。」と規定されており、予定価格については事前に定めおかれたい。

オ 青島診療所の医薬材料購入について、見積結果に基づき医薬品ごとに納入業者を決定しているが、決定業者とは異なる業者から納入されているものがあった。経緯を整理し、改善策を講じられたい。

#### 【指導事項】

ア 委託契約において実施伺がないものがあった。

イ 契約書について、別紙が綴じられていないものや、契印（割印）がなく保管されているものが見受けられた。

### (4) 財産管理事務

#### 【指導事項】

ア 行政財産の目的外使用許可の決裁について、決裁文書に使用許可の根拠が記載されていなかった。行政財産の目的外使用許可は行政処分であることから、決裁文書には許可の根拠を明記されたい。

イ 旧保健センター分の備品について、所管換等の処理がされていないものなどが見受けられたため、整理されたい。

#### 【意見】

行政財産目的外使用料について、松浦市道路占用料徴収条例を準用して算定している

ものがあつた。使用料については松浦市行政財産使用料条例第3条において土地と建物の算定については規定があるが、電柱及び地下埋設物等の算定については規定がなく、同条ただし書きで「これにより難い場合は、市長が別に定める。」とあるものの、現状において統一的な基準がない。規定がない場合の使用料の算定に関しては、市有財産管理の総括的調整を担当する会計課と協議のうえ対応されたい。

#### 7 措置状況等について

監査の結果に基づく措置の状況について、令和4年3月29日（火）までに報告されたい。報告期限までに措置が講じられない事項がある場合については、指摘事項等に対して未措置である理由を記した未措置理由書も併せて提出されたい。

※指摘事項、指導事項等の区分については、別添「監査結果の取扱基準」を参照されたい。

## 監査結果の取扱基準

令和2年5月22日  
松浦市監査委員事務局  
令和3年5月19日変更

### 1. 勧告（地方自治法第199条第11項）

公務の執行や信頼性などに大きな影響を及ぼすおそれが考えられるため、特に措置を講ずる必要があると認められるもの

### 2. 指摘事項（地方自治法第199条第9項）

法令等に違反する事項又は不当もしくは適正を欠く事項等で、是正又は改善を求めることが適当と認められるもの

- (1) 法令・例規に違反しているもの
- (2) 機関の意思決定が適切になされていないもの
- (3) 収入確保に適切な措置を要するもの
- (4) 予算を目的外に支出しているもの
- (5) 不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの
- (6) 前回の指摘事項等のうち、是正・改善がなされていないもの
- (7) その他不当又は適正を欠く事項

### 3. 指導事項（地方自治法第199条第9項）

指摘事項よりは軽微な事項であるものの、是正又は注意喚起を求めることが適当と認められるもの

### 4. 検討事項（地方自治法第199条第9項）

経済性、効率性、有効性その他適正な事務処理の観点から改善について検討を求めるもの

### 5. 意見（地方自治法第199条第10項）

組織及び運営の合理化に資するために付するもの  
措置状況の報告は求めない。

### 6. 口頭指導（公表の対象外）

記載漏れ等で、直ちに是正が可能な軽微なもの  
関係書類等の該当部分に付箋等を貼付して指導するにとどめる  
措置状況の報告は求めない。